

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年12月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第70号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則
土地改良法施行細則（昭和56年香川県規則第60号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる<u>申請書等</u>の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 法第96条の2第6項の規定による市(町)土地改良事業計画報告書第28号様式</p> <p>(20) 法第96条の3第5項の規定による市(町)土地改良事業計画変更報告書第29号様式その1</p> <p>(21) 法第96条の3第5項の規定による市(町)土地改良事業廃止報告書第29号様式その2</p> <p>(22)・(23) 略</p> <p>(準用規定)</p> <p>第12条 土地改良区連合については、第2条から第9条まで(第5条を除く。)の規定及び前条(第1号及び第13号から第21号までを除く。)の様式を準用する。</p> <p>第14条 法第96条の4第1項において準用する法第52条第1項、法第53条の4第1項、法第54条第3項並びに法第57条の2第1項及び第3項の場合には、それぞれ第11条第7号から第11号までの様式を準用する。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第16条 法、政令、施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類(第11条第22号の書類を除く。)は、所長を経由しなければならない。</p>	<p>(申請又は届出の様式)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる<u>申請書又は届</u>の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 法第96条の2第1項の規定による市(町)土地改良事業施行協議書第28号様式</p> <p>(20) 法第96条の3第1項の規定による市(町)土地改良事業計画変更協議書第29号様式</p> <p>(21)・(22) 略</p> <p>(準用規定)</p> <p>第12条 土地改良区連合については、第2条から第9条まで(第5条を除く。)の規定及び第11条(第1号及び第13号から第20号までを除く。)の様式を準用する。</p> <p>第14条 法第96条の4において準用する法第49条第1項、法第52条第1項、法第53条の4第1項、法第54条第3項並びに法第57条の2第1項及び第3項の場合には、それぞれ第11条第6号から第11号までの様式を準用する。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第16条 法、政令、施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類(第11条第21号の書類を除く。)は、所長を経由しなければならない。</p>

第28号様式（第11条関係）

市（町）土地改良事業計画報告書

年 月 日

香川県

事務所長 殿

所在地

市（町）名

市（町）長名 印

土地改良事業（ ）事業）を行うため、別冊のとおり土地改良事業計画を定めたので、土地改良法第96条の2第6項の規定により、次の書類を添えて報告します。

記

- 1 換地計画を定める土地改良事業にあつては、従前地各筆調書及び公図の写し
- 2 非農用地区域の設定を伴う土地改良事業にあつては、関係部局間で連絡調整したことを証する書面及び農業委員会と協議したことを証する書面

第28号様式（第11条関係）

市（町）土地改良事業施行協議書

年 月 日

香川県

事務所長 殿

所在地

市（町）名

市（町）長名 印

当市（町）は、土地改良事業（ ）事業）を別冊土地改良事業計画のとおり行いたいので同意されたく、土地改良法（以下「法」という。）第96条の2第1項の規定により、次の書類を添えて協議します。

記

- 1 条 例
- 2 法第96条の2第2項の議決があつたことを証する書面
- 3 法第96条の2第2項の規定により公告した事項を記載した書面
- 4 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者の3分の2以上の同意があつたことを証する書面
- 5 法第96条の2第2項の土地改良区の同意があつたことを証する書面
- 6 法第96条の2第3項の同意があつたことを証する書面
- 7 法第96条の2第4項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面
- 8 法第96条の2第5項において準用する法第5条第6項の承認があつたことを証する書面
- 9 法第96条の2第5項において準用する法第5条第7項の同意があつたことを証する書面
- 10 当該土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 11 換地計画を定める土地改良事業にあつては、従前地各筆調書及び公図の写し
- 12 非農用地区域の設定を伴う土地改良事業にあつては、関係部局間で連絡調整したことを証する書面及び農業委員会と協議したことを証する書面

（注）記3の書面には、市町長の公告したことを証する書面を添付すること。

第29号様式その1 (第11条関係)

市(町)土地改良事業計画変更報告書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所在地
市(町)名
市(町)長名 回

土地改良事業計画を別冊のとおり変更したので、土地改良法第96条の3第5項において準用する同法第96条の2第6項の規定により、次の書類を添えて報告します。

記

- 1 換地計画を定める土地改良事業にあつては、従前地各筆調書及び公図の写し
- 2 非農用地区域の設定を伴う土地改良事業にあつては、関係部局間で連絡調整したことを証する書面及び農業委員会と協議したことを証する書面

第29号様式 (第11条関係)

市(町)土地改良事業計画変更協議書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

所在地
市(町)名
市(町)長名 回

年 月 日付け 第 号によって同意された土地改良事業計画を別冊のとおり変更したいので同意されたく、土地改良法(以下「法」という。)第96条の3第1項の規定により、次の書類を添えて協議します。

記

- 1 土地改良事業計画の変更の事由を記載した書面
- 2 変更後の条例
- 3 法第96条の3第1項の議決があったことを証する書面
- 4 法第96条の3第2項の規定により公告した事項を記載した書面
- 5 法第96条の3第2項に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者の3分の2以上の同意があったことを証する書面
- 6 法第96条の3第2項の土地改良区の同意があったことを証する書面
- 7 法第96条の3第3項の同意があったことを証する書面
- 8 法第96条の3第4項において準用する法第5条第5項の意見を記載した書面
- 9 法第96条の3第5項において準用する法第48条第6項の申出があったことを証する書面
- 10 法第96条の3第5項において準用する法第48条第9項において準用する法第5条第6項の承認があったことを証する書面
- 11 法第96条の3第5項において準用する法第48条第9項において準用する法第5条第7項の同意があったことを証する書面
- 12 変更後の土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 13 換地計画を定める土地改良事業にあつては、従前地各筆調書及び公図の写し
- 14 非農用地区域の設定を伴う土地改良事業にあつては、関係部局間で連絡調整したことを証する書面及び農業委員会と協議したことを証する書面

(注) 記4の書面には、市町長の公告したことを証する書面を添付すること。

第29号様式その2（第11条関係）

市（町）土地改良事業廃止報告書

年 月 日

香川県

事務所長 殿

所在地

市（町）名

市（町）長名 回

土地改良事業（ ）計画に係る土地改良事業を廃止したので、土地改良法第96条の3第5項において準用する同法第96条の2第6項の規定により、報告します。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項又は第96条の3第1項の規定により協議の申出があった土地改良事業の開始、変更又は廃止については、なお従前の例による。